

## 障害児通所支援事業者の指定取消処分について

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の取消処分を行いました。

### 記

#### 1 事業所等の概要

法人名	合同会社かがやき
事業所名	幸（宍粟市）
事業種別	放課後等デイサービス
指定年月日	令和4年7月1日

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 令和5年5月19日

#### 4 処分理由

不正の手段（虚偽）による指定申請を行い、申請時から現在に至るまで常勤専従要件等を満たしておらず、今後も改善が見込めないため。

※ 返還額（概算）約252千円（加算金除く）